

●検査項目
【水質基準項目】

表1

No.	水質基準項目	法定 検査 回数	計画 検査 回数	計画検査回数の内訳			法定に基づく計画回数増減の理由
				全項目 検査	省略不可 項目検査	毎月項目 検査	
1	一般細菌	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
2	大腸菌	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
3	カドミウム及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
4	水銀及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
5	セレン及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
6	鉛及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
7	ヒ素及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
8	六価クロム化合物	4	4	1	3		過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
9	亜硝酸態窒素	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
12	フッ素及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
13	ほう素及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
14	四塩化炭素	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
15	1,4-ジオキサソ	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
17	ジクロロメタン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
18	テトラクロロエチレン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
19	トリクロロエチレン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
20	ベンゼン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
21	塩素酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
22	クロロ酢酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
23	クロロホルム	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
24	ジクロロ酢酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
25	ジプロモクロロメタン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
26	臭素酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
27	総トリハロメタン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
28	トリクロロ酢酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
29	プロモジクロロメタン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
30	プロモホルム	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
31	ホルムアルデヒド	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
32	亜鉛及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
33	アルミニウム及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
34	鉄及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
35	銅及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
36	ナトリウム及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
37	マンガン及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
38	塩化物イオン	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
40	蒸発残留物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
41	陰イオン界面活性剤	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
42	ジェオスミン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
43	2メチルイソボルネオール	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
44	非イオン界面活性剤	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
45	フェノール類	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
46	有機物(TOC)	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
47	PH値	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
48	味	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
49	臭気	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
50	色度	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
51	濁度	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施

備考

- ※ No.5 平湯Bについては過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.6 万石については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.7 大原、三谷、牧戸、中之宿、一重ヶ根、一宝水については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.11 三川、糠塚については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.12 宇津江高区、宇津江低区、岩井谷、大原、三田谷低区、三谷、下甲、万石、大廣については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.33 上野、日面、大谷、呂瀬金山、蔵柱(上宝地域)については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.39 板殿、旗鉾、新張、三谷、中尾、平湯B、一重ヶ根、一宝水については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.40 三川、糠塚、板殿、旗鉾、中尾、平湯B、一重ヶ根、一宝水については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施

【原水全項目】

表2

No.	水質基準項目	法定 検査 回数	計画 検査 回数	計画検査回数の内訳			理由
				全項目 検査	省略不可 項目検査	毎月項目 検査	
1	一般細菌	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
2	大腸菌	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
4	水銀及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
5	セレン及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
6	鉛及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
8	六価クロム化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
9	亜硝酸態窒素	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
12	フッ素及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
13	ぼう素及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
14	四塩化炭素	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
15	1,4-ジオキサン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
17	ジクロロメタン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
18	テトラクロロエチレン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
19	トリクロロエチレン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
20	ベンゼン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
21	塩素酸						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
22	クロロ酢酸						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
23	クロロホルム						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
24	ジクロロ酢酸						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
25	ジブロモクロロメタン						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
26	臭素酸						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
27	総トリハロメタン						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
28	トリクロロ酢酸						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
29	ブロモジクロロメタン						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
30	ブロモホルム						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
31	ホルムアルデヒド						消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）のため実施しない
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
34	鉄及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
35	銅及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
37	マンガン及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
38	塩化物イオン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
40	蒸発残留物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
42	シェオスミン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
43	2メチルイソボルネオール	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
44	非イオン界面活性剤	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
45	フェノール類	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
46	有機物(TOC)	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
47	PH値	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
48	味	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
49	臭気	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
50	色度	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
51	濁度	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する

原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

リスクレベル	汚染のおそれの判断
レベル1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがない施設
レベル2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがない施設
レベル3	地表水以外の水を原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがある施設
レベル4	地表水を原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがある施設

【用語解説】

地表水　　：河川表流水、ダム水、湖沼水等の地表面に存在する陸水

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水

原水ごとにレベル1からレベル4までに分類し(分類については表4のとおり)、それぞれのレベルおよびクリプトスポリジウム対策を講じている施設に合った検査を行います。検査頻度は、項目により1ヶ月に1回または3ヶ月に1回および年1回とします。

表4
No.1

原水リスクレベル分類表

No.	水源名	採水地点名	原水の種類	リスクレベル	ろ過設備	検査回数	
						クリプト	指標菌
1	下切水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
2	宮第1水源	原水検水栓	地下水	レベル3	無	4	12
3	宮第2水源	原水検水栓	伏流水	レベル3	無	4	12
4	かくまら水源	原水排水栓	湧水	レベル3	無	4	12
5	鶴巣第1水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
6	鶴巣第2水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
7	木曾垣内水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
8	宇津江高区第1水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
9	宇津江高区第2水源	原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル3	無	4	12
10	宇津江低区第1水源	原水検水栓	湧水	レベル3	有	4	12
11	宇津江低区第2水源	取水堰堤	表流水	レベル4	有	1	12
12	瓜巢水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
13	久手水源	原水検水栓	湧水	レベル2	無	—	4
14	旗鉾水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
15	岩井谷水源	導水排泥管	湧水	レベル3	無	4	12
16	日面水源	原水検水栓	湧水	レベル3	有	1	12
17	大谷水源	原水検水栓	湧水	レベル3	有	1	12
18	白井水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
19	大沼水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
20	呂瀬金山水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
21	牧ヶ洞水源	取水堰堤	表流水	レベル4	有	1	12
22	徳野水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
23	三ツ谷水源	取水堰堤	表流水	レベル4	有	6	12
24	新三ツ谷水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
25	坂下水源	取水堰堤	表流水	レベル4	無	4	12
26	巢野俣水源	取水堰堤	表流水	レベル4	有	4	12
27	櫛谷水源	原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル3	無	4	12
28	大原水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
29	上小鳥水源	取水堰堤	表流水	レベル4	有	4	12
30	猪臥山水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
31	黒谷A水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
32	黒谷B水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
33	新淵A水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
34	新淵B水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
35	三谷水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
36	六廐水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
37	野々俣水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
38	蔵柱水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
39	ユズリハ谷水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
40	久々野第1水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
41	久々野第2水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
42	中組水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
43	小坊水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
44	大西水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
45	渚水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
46	大坊水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
47	阿多粕水源	原水検水栓	湧水	レベル3	有	4	12
48	万石水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
49	青屋水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
50	見座水源	導水排泥管	湧水	レベル3	無	4	12

表4
No.2

No.	水源名	採水地点名	原水の種類	リスクレベル	ろ過設備	検査回数	
						クリプト	指標菌
51	小瀬第1水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
52	小瀬第2水源	原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
53	下甲水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
54	小谷水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
55	大廣水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
56	黒川水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
57	西洞水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
58	立岩水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
59	阿多野郷水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
60	野麦水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
61	猪之鼻水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
62	塩蔵谷水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
63	中ノ谷水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
64	日和田水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
65	上ヶ洞第1水源	原水検水栓	湧水	レベル2	無	—	4
66	上ヶ洞第2水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
67	水無谷水源	着水井	表流水	レベル4	有	1	12
68	谷戸谷水源	着水井	表流水	レベル4	有	1	12
69	下佐谷水源	取水堰堤	表流水	レベル4	有	1	12
70	チウソウ谷水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
71	大雨見谷水源	取水堰堤	表流水	レベル4	有	1	12
72	平湯水源	原水排水管	湧水	レベル2	無	—	4
73	安房水源	原水排水管	湧水	レベル2	無	—	4
74	安房谷水源	原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
75	貝塩水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
76	岩坪水源	原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル3	無	4	12
77	栃尾水源	原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル1	有	—	—
78	割谷水源	集水桝	表流水	レベル4	有	1	12
79	右俣水源	原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
計						240	872

☆原水検査箇所数 79箇所
 クリプト指標菌 78箇所
 クリプト等原虫 70箇所

【独自検査：水道水の安全性を確認する項目】

浄水(上野浄水場で検査可能な40項目)

表5

No.	水質基準項目	計画検査回数	
		浄水毎月検査 (40項目)	検査実施箇所
1	一般細菌	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
2	大腸菌	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
3	カドミウム及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
4	水銀及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
5	セレン及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
6	鉛及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
7	ヒ素及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
8	六価クロム化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
9	亜硝酸態窒素	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
12	フッ素及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
13	ほう素及びその化合物		
14	四塩化炭素		
15	1,4-ジオキサン		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
17	ジクロロメタン		
18	テトラクロロエチレン		
19	トリクロロエチレン		
20	ベンゼン		
21	塩素酸	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
22	亜鉛及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
23	アルミニウム及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
24	鉄及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
25	銅及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
26	ナトリウム及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
27	マンガン及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
28	塩化物イオン	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
29	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
30	蒸発残留物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
31	陰イオン界面活性剤		
32	ジオスミン		
33	2メチルイソボルネオール		
34	非イオン界面活性剤		
35	フェノール類		
36	有機物(TOC)	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
37	PH値	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
38	味	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
39	臭気	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
40	色度	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
41	濁度	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
42	ニッケル及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
43	アンチモン及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
44	モリブデン及びその化合物	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
45	Mアルカリ度	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
46	電気伝導度	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
47	アンモニア態窒素	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
48	カリウム	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
49	マグネシウム	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
50	カルシウム	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
51	臭素	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
52	硫酸イオン	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
53	水温	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
54	気温	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8
55	残留塩素濃度	12	【令和4年度採水地点】No.1,2,3,4,5,6,7,8

【独自検査：水道水の安全性を確認する項目】

原水(上野浄水場で検査可能な37項目)

表6

No.	水質基準項目	計画検査回数	検査実施箇所
		原水毎月検査 (37項目)	
1	一般細菌	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
2	大腸菌	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
3	カドミウム及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
4	水銀及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
5	セレン及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
6	鉛及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
7	ヒ素及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
8	六価クロム化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
9	亜硝酸態窒素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
12	フッ素及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
13	ほう素及びその化合物		
14	四塩化炭素		
15	1,4-ジオキサン		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
17	ジクロロメタン		
18	テトラクロロエチレン		
19	トリクロロエチレン		
20	ベンゼン		
21	塩素酸		
22	亜鉛及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
23	アルミニウム及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
24	鉄及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
25	銅及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
26	ナトリウム及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
27	マンガン及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
28	塩化物イオン	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
29	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
30	蒸発残留物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
31	陰イオン界面活性剤		
32	ジェオスミン		
33	2メチルイソボルネオール		
34	非イオン界面活性剤		
35	フェノール類		
36	有機物(TOC)	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
37	PH値	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
38	味		
39	臭気	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
40	色度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
41	濁度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
42	ニッケル及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
43	アンチモン及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
44	モリブデン及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
45	Mアルカリ度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
46	電気伝導度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
47	アンモニア態窒素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
48	カリウム	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
49	マグネシウム	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
50	カルシウム	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
51	臭素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
52	硫酸イオン	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
53	水温	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
54	気温	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第2水源、瓜嶽水源
55	残留塩素濃度		

【独自検査：水道水の安全性を確認する項目】

特定物質(フッ素)

No. 1

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
宇津江高区原水(地下水)	宇津江(高) 第1、2	原水	民間検査機関	11回/年

特定物質(遊離炭酸)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
鶴巣浄水場 原水 第1・2水源	高山市国府町鶴巣	原水	民間 検査機関	1回/年
鶴巣浄水場 処理水		給水		
木曾垣内浄水場 原水	高山市国府町広瀬町	原水	民間 検査機関	1回/年
木曾垣内浄水場 処理水		給水		
久々野浄水場 原水 第1・2水源	高山市久々野町無数河	原水	民間 検査機関	1回/年
久々野浄水場 処理水		給水		
中組浄水場 原水	高山市久々野町無数河	原水	民間 検査機関	1回/年
中組浄水場 処理水		給水		
小坊浄水場 原水	高山市久々野町小坊	原水	民間 検査機関	1回/年
小坊浄水場 処理水		給水		
大西浄水場 原水	高山市久々野町久々野	原水	民間 検査機関	1回/年
大西浄水場 処理水		給水		

特定物質(カドミウム)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
上野浄水場 原水検水栓	高山市下切町1925	原水	指定管理者	隔日
上野浄水場 処理水給水栓		処理水		

【独自検査：浄水過程の安全性を確認する項目】

毎日検査

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
上野浄水場 処理水給水栓	高山市下切町1925	下切	指定管理者	4回/日

【独自検査：浄水場排水等環境に関する項目】

排水検査(水質汚濁防止法に係る項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
ろ過池逆洗水	高山市下切町1925 逆洗水槽	下切	民間 検査機関	1回/年
濃縮槽上澄水				

排水検査(上野浄水場で検査可能な2項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
ろ過池逆洗水	高山市下切町1925 逆洗水槽	下切	指定管理者	毎月
ろ過池逆洗水				1回/年
濃縮槽上澄水				高山市下切町1925 濃縮槽

表7
No. 2

浄水場発生泥土成分・溶出検査

検体名・採取場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
浄水場発生泥土 (成分検査)	高山市下切町1925 天日乾燥床	下切	土壌	民間 検査機関
浄水場発生泥土 (溶出検査)				

【独自検査：水源周辺河川の安全に関する項目】

水源河川検査(上野浄水場で検査可能な35項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
宮川上流	宮	河川水	指定管理者	1回/年
常泉寺川				
小八賀川	下切			

水源河川検査(BOD・COD・SS・T-P・T-N・大腸菌群・一般細菌)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
宮川上流	宮	河川水	民間 検査機関	1回/年
常泉寺川				4回/年
小八賀川	下切			

水源上流検査(上野浄水場で検査可能な35項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
沢之上川	下切	河川水	指定管理者	毎月
沢之上川と池之俣川の合流後				
久手川				

水源上流支川検査(上野浄水場で検査可能な35項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
一之谷	下切	河川水	指定管理者	1回/年
大洲谷				
銚子谷				
岩井谷				
駄吉谷				
コカンゾ谷				
干谷				
十二ヶ岳谷				
洞谷				
小木曾谷				
山口谷				
大萱谷				

水源河川農薬類検査(114項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
小八賀川	下切	河川水	民間 検査機関	2回/年

※ 農薬類の使用実績に基づき、必要と判断する項目について実施する。